

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年6月26日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 邦男
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【電話番号】	03-5405-0228
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・日本株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成26年12月26日から平成27年12月24日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月25日付をもって提出しました「三井住友・日本株オープン」の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、平成27年 6月26日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、ファンド情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表（比較情報を除きます。）の記載事項が追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

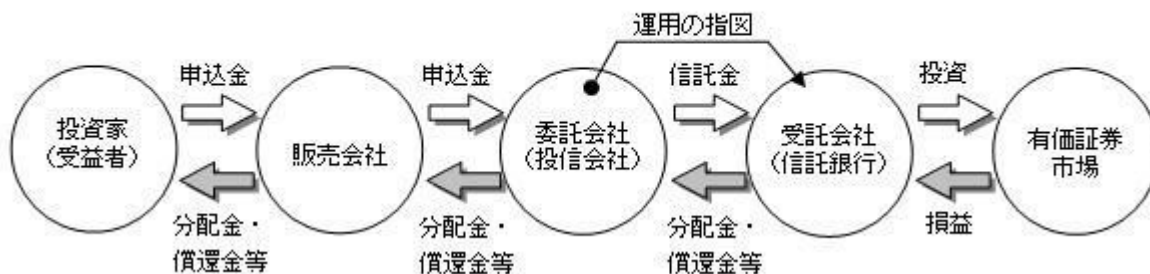
(ロ) 受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成27年 4月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年 7月15日	三生投資顧問株式会社設立
昭和62年 2月20日	証券投資顧問業の登録
昭和62年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成11年 1月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
平成11年 2月 5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
平成12年 1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
平成14年12月 1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成25年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(八) 大株主の状況

(平成27年 4月30日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<更新後>

イ 基本方針

当ファンドは、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式に投資することにより、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

ロ 投資態度

- (イ) 中長期的な基本アセット・アロケーション（株式組入比率）は、株式・金融市場の大局的な流れを判断して行い、短期的な相場変動に対してはより投資効率を高めるため、基本アセット・アロケーションを中心に株式の組入比率操作を機動的に行います。
- (ロ) 株式の組入れにあたっては、分散投資を基本としますが、株式市場の動向を、金融市場の資金循環分析から判断した投資資金の流出入をもとにモデル化し、そのモデルにより投資資金の方向性に適合するカテゴリーを判断して、それに対して厚めに投資します。

ファンドの特色

1 わが国の取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

2 中長期的な基本アセット・アロケーション(株式組入比率)は、株式・金融市場の大局的な流れを判断して決定します。

3 機動的なアセット・アロケーションの変更を行います。

- 短期的な相場変動に対しては、より投資効率を高めるため、基本アセット・アロケーションを中心に株式の組入比率の操作を機動的に行います。
- 株式市場の市場環境によって株価に急激な変化が生じると想定される際には、株価指数先物取引等を利用して、実質の株式組入比率を機動的に変更することがあります。

4

ポートフォリオを下記の視点で構築します。

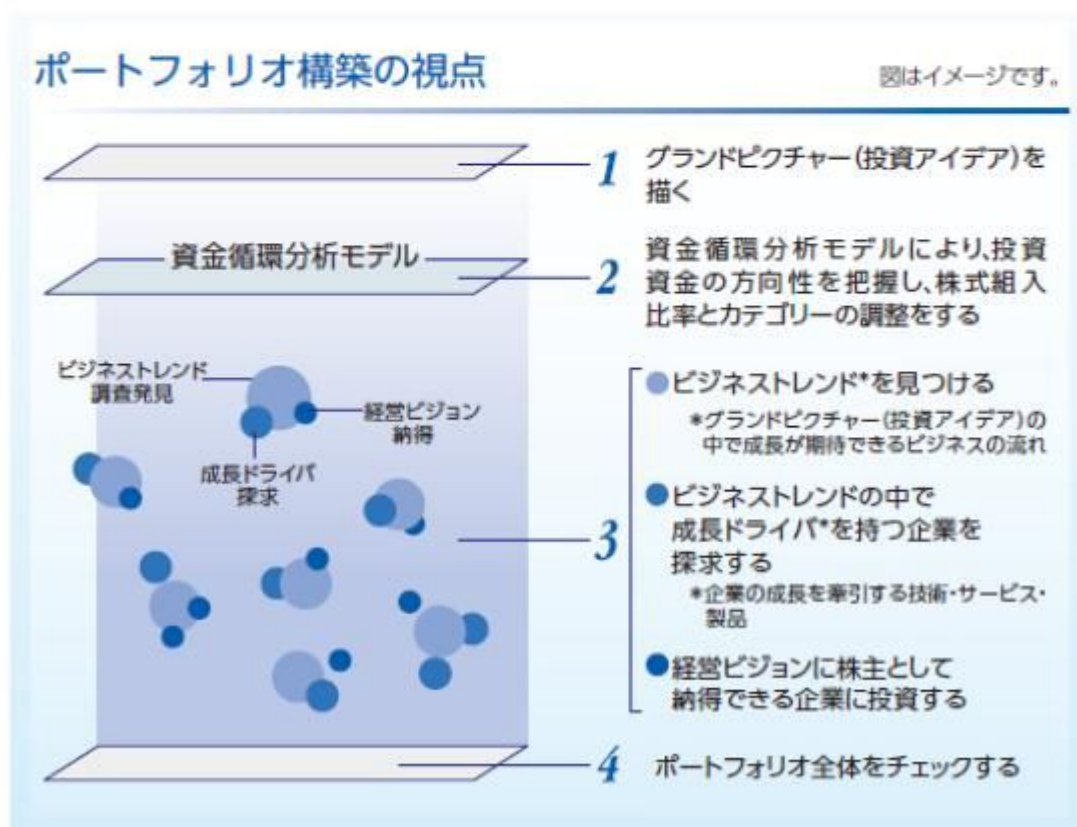
●投資環境分析

株式の組入れにあたっては、分散投資を基本としますが、株式市場の動向を金融市場の資金循環分析から判断した投資資金の流出入をもとにモデル化（「資金循環分析モデル*1」）し、このモデルにより投資資金の方向性に適合するカテゴリー*2を判断し、投資判断の際の参考とします。

- *1 「株式に向かっている資金」、「金利動向」を指標に「世の中の資金の流れ」、「ビジネスの流れ」をマクロ的に把握するため、「資金循環分析モデル」を用いております。
- *2 カテゴリー分類は、個別株式の価格変動特性をもとに各企業の経営実態も加味して、委託会社が独自に行います。

●個別銘柄選択

具体的な銘柄選択については、個々の企業の成長性や収益性を総合的に判断して行います。また日本国内のみならず、日本国外も訪問・調査し、個々の企業の成長性や収益性をグローバルな視点からも分析します。



※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

国際比較からみた日本株市場

バブル崩壊とその後のデフレにより、日本株は長きにわたり低迷しました。アベノミクスを背景に日本株は長期低迷からの脱却過程にあります。欧米株との比較では依然として出遅れています。

日米欧の株式市場の推移



(注1) データは1995年4月末～2015年4月末。1995年4月末を100として指数化。

(注2) 日本はTOPIX(東証株価指数)、米国はS&P500種指数、欧州はストックス・ヨーロッパ600指数(すべて配当込み、現地通貨ベース)を使用。

(出所) Bloomberg L.P.のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

企業収益と株価の推移

株価は企業収益の拡大に沿って上昇することが期待されます。

TOPIXとEPSの推移



(注1) TOPIXは配当込み。データは2000年1月末～2015年4月末。

(注2) EPSのデータは2000年～2016年。2015年と2016年はBloomberg L.P.のコンセンサス予想値。

(出所) Bloomberg L.P.のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数等の過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

(3) 【運用体制】

<更新後>

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

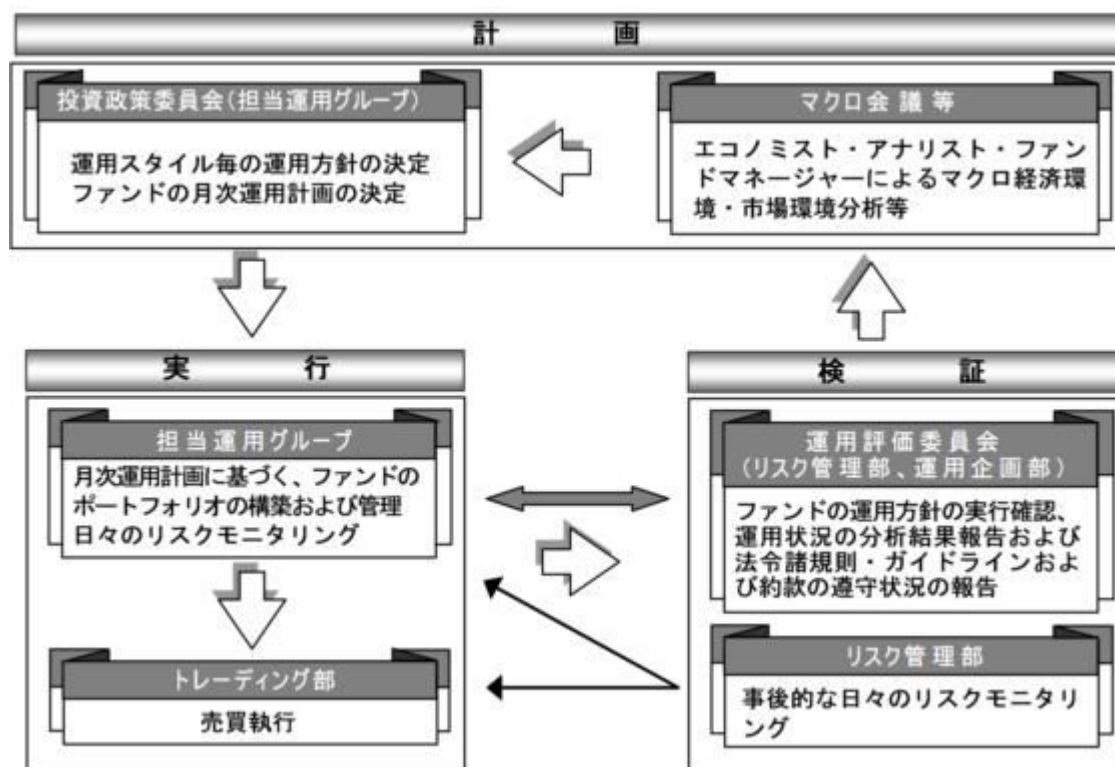
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

(ハ) 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は9名程度、運用企画部は9名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主にわが国の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(ハ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

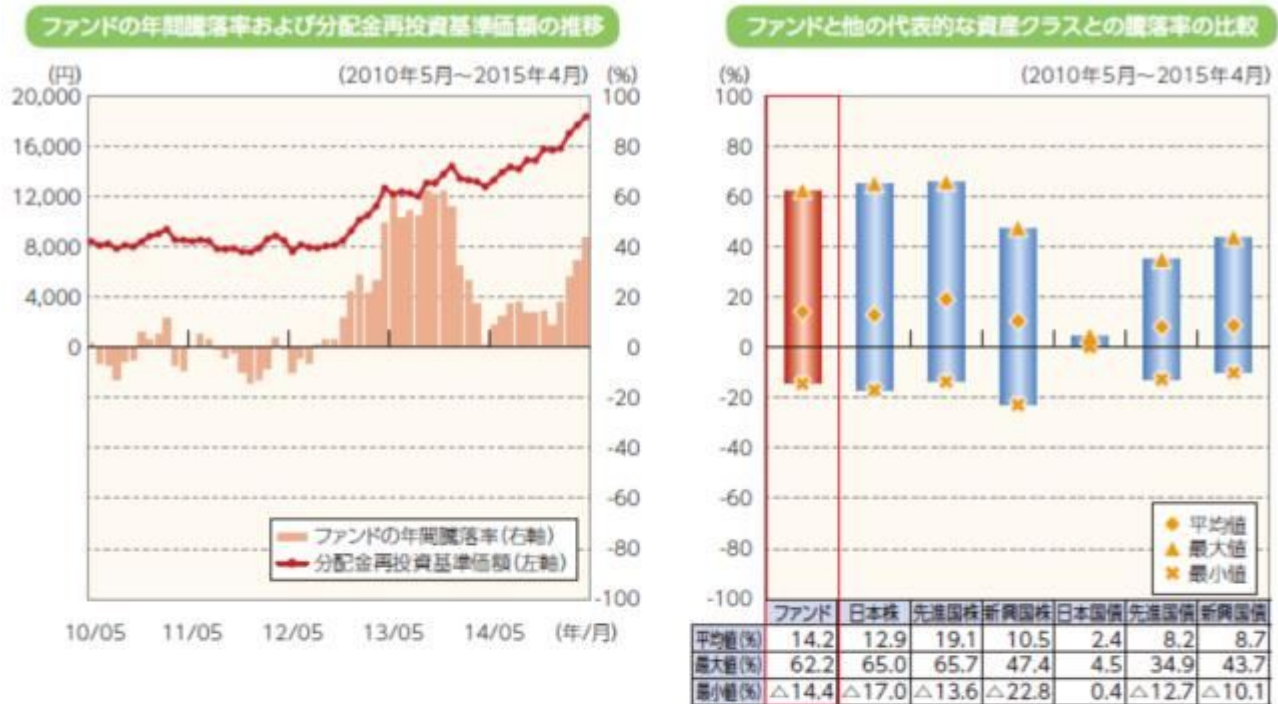
(ホ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較



※左グラフは2010年5月～2015年4月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
 ※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
 ※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
 ※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)
 先進国株・・・MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURAーBPI(国債)
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

[TOPIX(配当込み)]は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
 [MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)]は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
 [MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)]は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
 [NOMURAーBPI(国債)]は、野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
 [シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)]は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
 [JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)]は、J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。
 ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

純資産総額に年0.864%（税抜き0.8%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財

産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.4%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.3%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

（５）【課税上の取扱い】

< 更新後 >

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

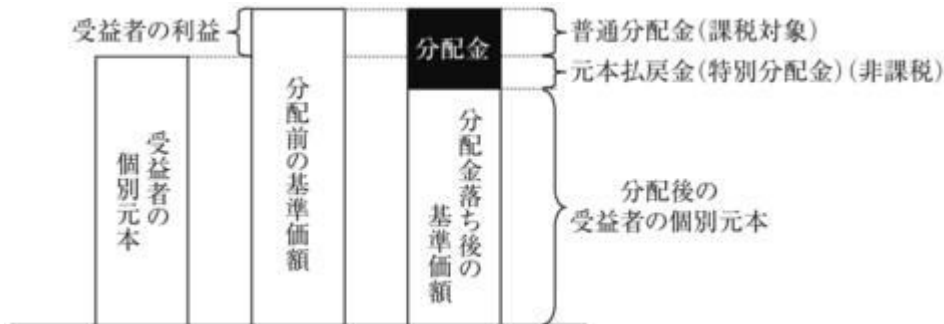
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

なお、平成28年1月1日以降、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となる予定です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年年1月1日から年間120万円となる予定です。）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、0歳から19歳の方を対象とした「ジュニアNISA」が新たに創設され、平成28年1月1日から口座開設が可能となり、年間80万円の範囲で「NISA」と同様に取り扱われる予定です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成27年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

平成27年 4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	20,000,412,980	98.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		346,440,690	1.70
合計(純資産総額)		20,346,853,670	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

平成27年 4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	100,200	6,587.41	660,058,482	8,358.00	837,471,600	4.12
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	972,300	628.42	611,012,766	855.90	832,191,570	4.09
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	126,800	4,492.88	569,697,184	5,242.00	664,685,600	3.27
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	79,000	6,784.81	535,999,990	8,084.00	638,636,000	3.14
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	100,400	3,849.47	386,486,788	5,021.00	504,108,400	2.48
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,094,300	203.02	425,184,786	228.70	478,966,410	2.35
日本	株式	日本電産	電気機器	49,500	7,496.86	371,094,570	8,960.00	443,520,000	2.18
日本	株式	パナソニック	電気機器	254,600	1,319.81	336,023,626	1,724.00	438,930,400	2.16
日本	株式	日本電気	電気機器	1,086,000	387.24	420,542,640	402.00	436,572,000	2.15
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	78,700	4,129.66	325,004,242	5,380.00	423,406,000	2.08
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	246,900	1,617.22	399,291,618	1,698.00	419,236,200	2.06
日本	株式	日本碍子	ガラス・土石製品	152,000	2,566.53	390,113,173	2,704.00	411,008,000	2.02
日本	株式	村田製作所	電気機器	24,100	14,231.29	342,974,312	16,970.00	408,977,000	2.01
日本	株式	デンソー	輸送用機器	66,800	5,152.16	344,164,288	5,964.00	398,395,200	1.96
日本	株式	キーエンス	電気機器	6,100	48,000.00	292,800,000	64,280.00	392,108,000	1.93

日本	株式	S M C	機械	10,800	31,008.23	334,888,884	36,180.00	390,744,000	1.92
日本	株式	上組	倉庫・運輸関連業	323,000	1,050.64	339,356,720	1,199.00	387,277,000	1.90
日本	株式	セコム	サービス業	45,300	6,581.40	298,137,420	8,492.00	384,687,600	1.89
日本	株式	三井不動産	不動産業	107,000	3,335.23	356,869,610	3,561.50	381,080,500	1.87
日本	株式	クボタ	機械	202,000	1,677.37	338,828,740	1,876.50	379,053,000	1.86
日本	株式	アルプス電気	電気機器	125,500	2,528.66	317,346,830	2,987.00	374,868,500	1.84
日本	株式	帝人	繊維製品	915,000	285.50	261,232,500	407.00	372,405,000	1.83
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	16,700	18,215.79	304,203,693	21,455.00	358,298,500	1.76
日本	株式	トプコン	精密機器	107,800	2,481.46	267,501,388	3,110.00	335,258,000	1.65
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	63,900	4,201.30	268,463,070	5,175.00	330,682,500	1.63
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	222,500	1,266.79	281,860,775	1,480.00	329,300,000	1.62
日本	株式	サントリー食品インターナショナル	食料品	64,000	4,110.31	263,059,840	5,110.00	327,040,000	1.61
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	79,000	3,374.13	266,556,270	4,040.00	319,160,000	1.57
日本	株式	大塚商会	情報・通信業	57,300	3,983.61	228,260,853	5,530.00	316,869,000	1.56
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	90,000	2,675.70	240,813,000	3,500.00	315,000,000	1.55

□ 種類別・業種別の投資比率

平成27年 4月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	1.05
		建設業	0.96
		食料品	4.09
		繊維製品	1.83
		化学	1.50
		医薬品	1.96
		ゴム製品	2.48
		ガラス・土石製品	2.02
		鉄鋼	1.22
		非鉄金属	2.06
		機械	4.92
		電気機器	18.30
		輸送用機器	7.15
		精密機器	3.09
		電気・ガス業	1.52
		陸運業	1.76
		倉庫・運輸関連業	1.90
		情報・通信業	10.26
卸売業	2.48		
小売業	1.63		
銀行業	11.11		

	証券、商品先物取引業	1.43
	保険業	2.12
	その他金融業	1.51
	不動産業	4.96
	サービス業	4.97
合計		98.30

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第11期 (平成17年 9月27日)	57,131,887,362	57,131,887,362	8,994	8,994
第12期 (平成18年 9月27日)	54,834,579,750	54,834,579,750	9,915	9,915
第13期 (平成19年 9月27日)	40,845,161,373	40,845,161,373	10,213	10,213
第14期 (平成20年 9月29日)	27,182,129,562	27,182,129,562	6,994	6,994
第15期 (平成21年 9月28日)	22,935,163,030	22,935,163,030	6,042	6,042
第16期 (平成22年 9月27日)	20,074,964,075	20,074,964,075	5,813	5,813
第17期 (平成23年 9月27日)	16,659,588,091	16,659,588,091	5,386	5,386
第18期 (平成24年 9月27日)	16,256,616,173	16,256,616,173	5,770	5,770
第19期 (平成25年 9月27日)	23,310,043,132	23,310,043,132	9,443	9,443
第20期 (平成26年 9月29日)	20,825,534,034	20,825,534,034	10,591	10,591
平成26年 4月末日	19,002,972,164		9,030	
5月末日	19,676,532,013		9,395	
6月末日	20,217,992,411		9,840	
7月末日	20,608,254,820		10,143	
8月末日	20,109,631,998		10,013	
9月末日	20,674,487,862		10,530	
10月末日	20,566,347,945		10,510	
11月末日	20,499,726,244		11,145	
12月末日	19,684,476,625		11,076	
平成27年 1月末日	19,801,316,240		11,184	
2月末日	20,479,279,863		12,017	

3月末日	20,507,513,142		12,501	
4月末日	20,346,853,670		12,969	

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第11期	平成16年 9月28日～平成17年 9月27日	0
第12期	平成17年 9月28日～平成18年 9月27日	0
第13期	平成18年 9月28日～平成19年 9月27日	0
第14期	平成19年 9月28日～平成20年 9月29日	0
第15期	平成20年 9月30日～平成21年 9月28日	0
第16期	平成21年 9月29日～平成22年 9月27日	0
第17期	平成22年 9月28日～平成23年 9月27日	0
第18期	平成23年 9月28日～平成24年 9月27日	0
第19期	平成24年 9月28日～平成25年 9月27日	0
第20期	平成25年 9月28日～平成26年 9月29日	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第11期	20.9
第12期	10.2
第13期	3.0
第14期	31.5
第15期	13.6
第16期	3.8
第17期	7.3
第18期	7.1
第19期	63.7
第20期	12.2
第21期（中間期）	18.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数（口）	解約口数（口）
第11期	5,317,565,762	13,897,239,440
第12期	7,291,939,608	15,514,041,333
第13期	1,101,196,232	16,410,287,100
第14期	2,592,752,421	3,720,640,876

第15期	1,615,383,787	2,521,398,887
第16期	963,193,599	4,385,921,069
第17期	1,765,849,902	5,372,552,857
第18期	716,452,420	3,473,267,883
第19期	1,804,534,793	5,292,222,970
第20期	1,104,049,977	6,125,415,958
第21期（中間期）	374,418,698	3,618,466,600

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

基準日2015年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



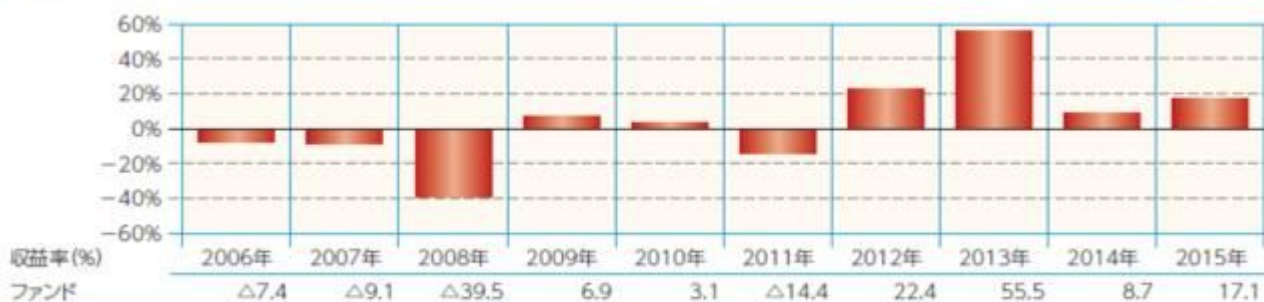
※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※2004年12月30日以降においては、分配実績はありません。

分配の推移

決算期	分配金
2014年9月	0円
2013年9月	0円
2012年9月	0円
2011年9月	0円
2010年9月	0円
設定来累計	3,850円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2015年のファンドの収益率は、年初から2015年4月30日までの騰落率を表示しています。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

第3【ファンドの経理状況】

<追加>

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間計算期間（平成26年9月30日から平成27年3月29日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【三井住友・日本株オープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第21期中間計算期間 (平成27年3月29日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	8,078,840
コール・ローン	336,988,561
株式	20,271,050,650
未収配当金	145,622,116
未収利息	276
流動資産合計	20,761,740,443
資産合計	20,761,740,443
負債の部	
流動負債	
未払解約金	75,980,373
未払受託者報酬	10,740,284
未払委託者報酬	75,181,933
その他未払費用	429,552
流動負債合計	162,332,142
負債合計	162,332,142
純資産の部	
元本等	
元本	16,420,098,884
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	4,179,309,417
元本等合計	20,599,408,301
純資産合計	20,599,408,301
負債純資産合計	20,761,740,443

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第21期中間計算期間 自 平成26年9月30日 至 平成27年3月29日	
営業収益	

第21期中間計算期間	
自 平成26年 9月30日	
至 平成27年 3月29日	
受取配当金	170,221,266
受取利息	14,064
有価証券売買等損益	3,385,921,452
その他収益	129,747
営業収益合計	3,556,286,529
営業費用	
受託者報酬	10,740,284
委託者報酬	75,181,933
その他費用	429,552
営業費用合計	86,351,769
営業利益又は営業損失（ ）	3,469,934,760
経常利益又は経常損失（ ）	3,469,934,760
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,469,934,760
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	276,003,249
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,161,387,248
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,806,272
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,806,272
剰余金減少額又は欠損金増加額	213,815,614
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	213,815,614
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,179,309,417

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第21期中間計算期間
	自 平成26年 9月30日 至 平成27年 3月29日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準

項 目	第21期中間計算期間 自 平成26年 9月30日 至 平成27年 3月29日
	受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、平成26年 9月30日から平成27年 3月29日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第21期中間計算期間 (平成27年 3月29日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	16,420,098,884口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2545円 (10,000口当たりの純資産額 12,545円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第21期中間計算期間 (平成27年 3月29日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第21期中間計算期間 （平成27年 3月29日現在）
期首元本額	19,664,146,786円
期中追加設定元本額	374,418,698円
期中一部解約元本額	3,618,466,600円

2【ファンドの現況】

< 更新後 >

【純資産額計算書】

平成27年 4月30日現在

資産総額	20,782,921,469円
負債総額	436,067,799円
純資産総額（ - ）	20,346,853,670円
発行済口数	15,689,314,544口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2969円
（1万口当たり純資産額）	（12,969円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

	平成27年 4月30日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

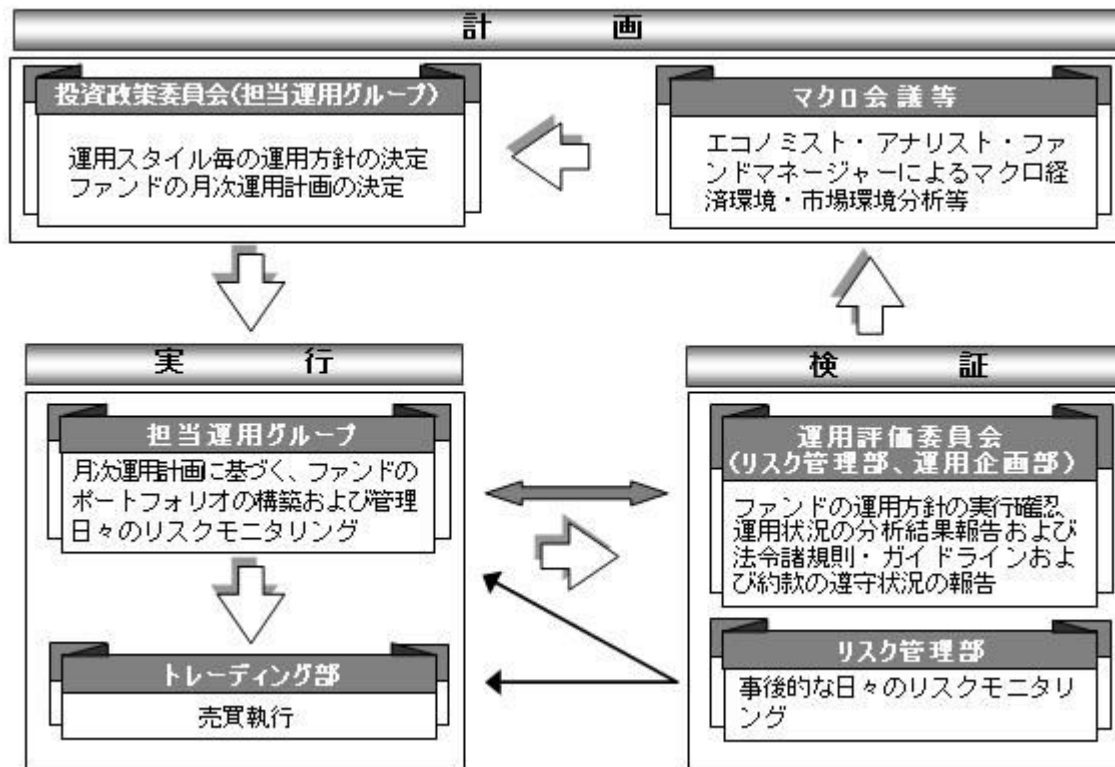
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成27年4月30日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	43 (13)	161,405 (55,163)
	追加型	436 (178)	5,279,634 (2,956,960)
	計	479 (191)	5,441,039 (3,012,123)
公社債投資信託	単位型	31 (31)	127,756 (127,756)
	追加型	4 (1)	253,512 (175,201)
	計	35 (32)	381,268 (302,957)
合計		514 (223)	5,822,307 (3,315,081)

()内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

イ 受託会社

- (イ) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 (ロ) 資本金の額 324,279百万円（平成26年9月末現在）
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成26年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
ふくおか証券株式会社	2,198百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
株式会社東北銀行	13,233百万円	
株式会社富山第一銀行	8,000百万円	
株式会社長野銀行	13,000百万円	
株式会社名古屋銀行	25,090百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社宮崎銀行	14,697百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

資本金の額は、平成26年9月末現在。

3【資本関係】

<更新後>

販売会社である株式会社三井住友銀行は、委託会社株式を7,056株（持株比率40.0%）保有しています。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年5月12日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・日本株オープンの平成26年9月30日から平成27年3月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・日本株オープンの平成27年3月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年9月30日から平成27年3月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。